

平成 25 年 3 月 議 案 概 要 書
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議 案 >

A 予 算 案 件 (2 1 件)

1 一 般 会 計

(1) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 一 般 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特 別 会 計

(1) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(3) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(4) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(5) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(6) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(7) 平 成 2 5 年 度 富 山 市 企 業 団 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算

ア 歳入歳出予算

(8) 平成25年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 平成25年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 平成25年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(11) 平成25年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 平成25年度富山市農業共済事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 平成25年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(14) 平成25年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(15) 平成25年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(16) 平成24年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 平成25年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(2) 平成25年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(3) 平成25年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 継続費 エ 企業債

(4) 平成25年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 継続費 エ 企業債

B 条例案件（24件）

1 富山市立市民学園条例の一部を改正する等の条例制定の件

(1) 入学料の減免等の規定の整備

(2) 富山市立市民学園条例の廃止

(3) 施行期日 (1) は公布の日、(2) は平成25年4月1日

2 富山市立富山外国語専門学校条例制定の件

(1) 趣旨

新たに富山市立富山外国語専門学校条例を制定するもの。

(2) 富山市立富山外国語専門学校に関し必要な事項を定めるもの。

(3) 施行期日 平成25年4月1日

3 富山市立富山ガラス造形研究所条例制定の件

(1) 趣旨

新たに富山市立富山ガラス造形研究所条例を制定するもの。

(2) 富山市立富山ガラス造形研究所に関し必要な事項を定めるもの。

(3) 施行期日 平成25年4月1日

4 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 特別職の退職手当の支給割合の改正

区分	改正前	改正後
市長	100分の60	100分の50
副市長	100分の40	100分の33
上下水道事業管理者	100分の25	100分の20
病院事業管理者	100分の25	100分の20
教育長	100分の25	100分の20
常勤の監査委員	100分の20	100分の16

(2) 施行期日 平成25年4月1日

5 富山市職員の給与に関する条例及び富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 自宅に係る住居手当の廃止

イ 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設

ウ その他規定の整備

(2) 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

ア 自宅に係る住居手当の廃止

イ 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設

(3) 施行期日 平成25年4月1日。(1)ウは公布の日、(1)イ及び(2)イのうち新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

※ 災害対策基本法（昭和36年11月15日公布。昭和37年7月10日施行）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日公布。平成16年9月17日施行）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日公布。1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

6 富山市職員の退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 次の条例の一部改正を行うもの。

ア 富山市職員の退職手当支給条例

イ 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

(2) 退職手当の調整率の引下げ

期 間	調整率
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の98
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の92
平成27年4月1日以降	100分の87

(3) その他国家公務員の退職手当制度に準じるための所要の規定の整備

(4) 施行期日 平成25年4月1日

7 富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件

(1) AV編集室から会議室への変更

ア 施設名

「AV編集室」 → 「会議室」

イ 使用料

9時～12時	13時～16時	17時～21時	9時～16時	13時～21時	9時～21時	超過料金1時間につき(円)
7,900	7,900	10,000	16,500	17,800	20,000	2,780

↓

1,160	1,160	1,450	2,460	2,750	3,040	420
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

(2) 施行期日 平成25年4月1日

8 富山市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件

(1) 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、市に新型インフルエンザ等対策本部の組織等を定めるもの。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部の組織等の必要な事項を定める。

(3) 施行期日 法の施行日

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日公布。1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）の制定に伴うもの。

9 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

(1) 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、引用している法令の題名等の改正を行うもの。

(2) 次の条例に引用している法令の題名の改正等

ア 富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

イ 富山市障害者福祉プラザ条例

ウ 富山市重度心身障害者医療費助成条例

エ 富山市心身障害児福祉金条例

オ 富山市心身障害者福祉金条例

カ 富山市消防団員等公務災害補償条例

キ 富山市障害程度判定審査会の委員の定数等を定める条例

ク 富山市婦中生活介護事業所条例

ケ 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

コ 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

サ 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 題名改正となった法令

ア 法律の題名改正

「障害者自立支援法」

↓

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

イ 政令の題名改正

「障害者自立支援法施行令」

↓

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」

ウ 省令の題名改正

「障害者自立支援法施行規則」

↓

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

(4) 引用条文の改正

(5) その他規定の整備

(6) 施行期日 平成25年4月1日。(5)は公布の日、(4)は平成26年4月1日

10 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 省令の題名改正

「障害者自立支援法施行規則」

↓

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

(2) 地域活動支援センター又は小規模作業所が生活介護事業所等に移行する場合の定員要件を緩和

定員 「20人」 → 「10人」

(3) 施行期日 平成25年4月1日

11 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) ひとり親家庭への追加

父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第

10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

12 富山市角川介護予防センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 開館時間

「午前9時30分から午後5時まで」

↓

「午前9時30分から午後9時まで」

(2) 休館日

「12月29日から翌年の1月3日まで」

↓

「12月30日から翌年の1月3日まで」

(3) 施行期日 平成25年4月1日

13 富山市山田高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市山田高齢者生活福祉センターの廃止

(2) 施行期日 平成25年4月1日

14 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保険料率等の改定

ア 医療分

所得割 「6.9%」 → 「7.4%」

均等割 「24,480円」 → 「25,680円」

平等割 「21,120円」 → 「22,560円」

(特定世帯 「10,560円」 → 「11,280円」)

賦課限度額 「500,000円」 → 「510,000円」

イ 後期高齢者支援金等分

所得割 「2.0%」 → 「2.1%」

均等割 「7,680円」 → 「8,160円」
平等割 「6,000円」 → 「6,480円」
（特定世帯 「3,000円」 → 「3,240円」）
賦課限度額 「130,000円」 → 「140,000円」

ウ 介護納付金分

所得割 「2.0%」 → 「2.1%」
均等割 「9,000円」 → 「9,360円」
平等割 「5,520円」 → 「6,000円」
賦課限度額 「100,000円」 → 「120,000円」

(2) 暫定賦課の廃止に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成25年4月1日

15 富山市スポーツ施設条例及び富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市スポーツ施設条例の一部改正

ア 使用料の改定

概ね10パーセント程度の引き上げ

イ 新たに使用料を徴収する施設

総合体育館軽運動室、市民球場サブグラウンド及び東富山運動広場

ウ 山田プールの廃止

エ 八尾社会体育館の廃止

オ その他規定の整備

(2) 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部改正

ア 使用料の改定

概ね10パーセント程度の引き上げ

(3) 附則で富山市農村環境改善センター等条例の一部改正

ア 富山市八尾農村環境改善センターの多目的ホールの使用料を削る。

(4) 施行期日 平成25年6月1日。(1)ウ及びオ並びに(3)は平成25年4月1日、(1)エは平成25年10月1日

16 富山市地球温暖化対策推進事業基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市地球温暖化対策推進事業基金の廃止

(2) 施行期日 平成25年4月1日

17 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 省令の改正に伴う規定の整備

(2) 施行期日 公布の日

18 富山市フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 上下架施設の利用に係る回数券の新設

22枚つづり 50,000円

(2) 施行期日 平成25年4月1日

19 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 公民館の移転

ア 富山市立柳町公民館

「柳町四丁目2番43号」 → 「弥生町一丁目12番22号」

イ 富山市立仁歩公民館

「八尾町平沢187番地1」 → 「八尾町三ツ松14番地1」

(2) 施行期日 平成25年4月1日

20 富山市まちなか賑わい広場条例の一部を改正する条例制定の件

(1) まちなか賑わい広場の利便性の向上のため、まちなか賑わい広場の使用区分に5分の1の使用を設けるもの。

ア 5分の1使用

種別	10時～14時	14時～18時	18時～22時	10時～22時	超過料金1時間につき(円)
平日	16,000	20,000	20,000	40,000	6,000
日曜日、土曜日及び休日	24,000	30,000	30,000	60,000	9,000

(2) 施行期日 平成25年4月1日

21 富山市道路占用料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 占用物件の追加

太陽光発電設備等	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
----------	------------------	--------

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成25年4月1日

※ 道路法施行令の一部改正(平成24年12月12日公布。平成25年4月1日施行)

22 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

地方公営企業法の一部改正(第1次一括法)により、資本剰余金の処分に関する政令基準が廃止され、市の条例で定めることとなったため、当該基準に関する規定を設ける等の改正を行うもの。

(2) 資本剰余金の処分の基準については、廃止前の政令等の基準どおりとする。

(3) 関係法令

ア 法律 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

イ 政令 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

ウ 省令 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)

(4) その他公共下水道事業の予定処理区域面積等の改正

ア 予定処理区域面積

「10,774.0ha」 → 「10,816.0ha」

イ 計画処理人口

「410,814人」 → 「411,654人」

ウ 1日最大処理水量

「274,193m³」 → 「275,170m³」

(5) 資本剰余金の処分の規定の廃止

地方公営企業会計制度の改正により廃止

(6) 施行期日 公布の日。(5)は、平成26年4月1日

23 富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例制定の件

(1) 趣旨

水道法の一部改正（第2次一括法）により、市が行う水道の布設工事に布設工事監督者を配置する基準等を市の条例で定めることとなったため、当該基準等を定める条例を制定するもの。

(2) 市が行う水道の布設工事に布設工事監督者を配置する基準等については、政令等の基準どおりとする。

(3) 関係法令

ア 法律 水道法（昭和32年法律第177号）

イ 政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）

ウ 省令 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）

(4) 施行期日 平成25年4月1日

24 富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 趣旨

下水道法の一部改正（第2次一括法）により、市の公共下水道の構造の基準等を市の条例で定めることとなったため、当該基準等に関する規定を設ける改正を行うもの。

(2) 公共下水道の構造の基準等については、政令の基準等のおりとする。

(3) 関係法令

ア 法律 下水道法（昭和33年法律第79号）

イ 政令 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）

(4) 施行期日 平成25年4月1日

C その他の議決案件（6件）

1 訴えの提起の件

市有地（法定外公共物）内に設置されている工作物等の撤去及び土地の明渡しを請求するため、訴えを提起するもの

2 財産の無償譲渡の件

山田高齢者生活福祉センターを医療法人社団萩野医院へ譲渡するもの

3 財産の無償貸付の件

立山山麓スキー場極楽坂エリアの土地、建物及び施設を大山観光開発株式会社へ無償貸付するもの

4 平成25年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件

5 平成25年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件

6 字の区域の変更及び廃止の件

婦中町上轡田地区、婦中町下轡田地区

<その他>

D 追加提出（6件）

1 契約案件（1件）

包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（5件）

（1）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（2）富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

（3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成25年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名	平成25年度		平成24年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B	
一般会計	152,436,424	47.1	157,269,421	48.0	▲ 4,832,997	96.9	
特別会計	1 公債管理特別会計	25,465,598	7.9	25,977,278	8.0	▲ 511,680	98.0
	2 駐車場事業特別会計	414,933	0.1	394,969	0.1	19,964	105.1
	3 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	17,387	0.0	40,461	0.0	▲ 23,074	43.0
	4 後期高齢者医療事業特別会計	9,011,656	2.8	8,408,849	2.5	602,807	107.2
	5 介護保険事業特別会計	36,067,470	11.1	34,780,471	10.6	1,286,999	103.7
	6 国民健康保険事業特別会計	40,667,626	12.6	39,535,485	12.1	1,132,141	102.9
	7 企業団地造成事業特別会計	206,283	0.1	200,569	0.1	5,714	102.8
	8 白樺ハイツ事業特別会計	58,705	0.0	77,457	0.0	▲ 18,752	75.8
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	53,125	0.0	58,971	0.0	▲ 5,846	90.1
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	174,972	0.1	139,529	0.1	35,443	125.4
	11 競輪事業特別会計	12,653,032	3.9	12,732,254	3.9	▲ 79,222	99.4
	12 農業共済事業特別会計	350,758	0.1	358,139	0.1	▲ 7,381	97.9
	13 農業集落排水事業特別会計	1,536,340	0.5	1,435,123	0.4	101,217	107.1
	14 公設地方卸売市場事業特別会計	321,167	0.1	273,366	0.1	47,801	117.5
	15 軌道整備事業特別会計	5,985	0.0	6,034	0.0	▲ 49	99.2
	16 賃貸住宅・店舗事業特別会計	183,503	0.1	205,978	0.1	▲ 22,475	89.1
特別会計 小計	127,188,540	39.4	124,624,933	38.1	2,563,607	102.1	
企業会計	17 水道事業会計	9,037,379	2.8	9,803,907	3.0	▲ 766,528	92.2
	18 工業用水道事業会計	521,977	0.2	527,142	0.1	▲ 5,165	99.0
	19 公共下水道事業会計	21,519,841	6.6	22,630,265	6.9	▲ 1,110,424	95.1
	20 病院事業会計	12,727,414	3.9	12,671,849	3.9	55,565	100.4
企業会計 小計	43,806,611	13.5	45,633,163	13.9	▲ 1,826,552	96.0	
合 計	323,431,575	100.0	327,527,517	100.0	▲ 4,095,942	98.7	

平成25年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成25年度		平成24年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	69,410,623	45.5	68,292,206	43.4	1,118,417	101.6
2 地方譲与税	1,354,400	0.9	1,417,400	0.9	▲ 63,000	95.6
3 利子割交付金	185,000	0.1	246,000	0.2	▲ 61,000	75.2
4 配当割交付金	125,000	0.1	123,000	0.1	2,000	101.6
5 株式等譲渡所得割交付金	36,000	0.0	37,000	0.0	▲ 1,000	97.3
6 地方消費税交付金	4,377,000	2.9	4,393,000	2.8	▲ 16,000	99.6
7 ゴルフ場利用税交付金	76,000	0.0	83,000	0.1	▲ 7,000	91.6
8 自動車取得税交付金	368,000	0.2	403,000	0.3	▲ 35,000	91.3
9 地方特例交付金	230,000	0.2	280,000	0.2	▲ 50,000	82.1
10 地方交付税	21,650,000	14.2	22,050,000	14.0	▲ 400,000	98.2
11 交通安全対策特別交付金	90,000	0.1	90,000	0.1	0	100.0
12 分担金及び負担金	2,970,099	1.9	2,856,461	1.8	113,638	104.0
13 使用料及び手数料	2,591,917	1.7	2,659,610	1.7	▲ 67,693	97.5
14 国庫支出金	15,844,813	10.4	18,278,035	11.6	▲ 2,433,222	86.7
15 県支出金	7,874,448	5.2	8,123,877	5.1	▲ 249,429	96.9
16 財産収入	608,824	0.4	273,981	0.2	334,843	222.2
17 繰入金	1,720,385	1.1	2,634,831	1.7	▲ 914,446	65.3
18 諸収入	3,322,515	2.2	3,530,320	2.2	▲ 207,805	94.1
19 市債	19,601,400	12.9	21,491,200	13.6	▲ 1,889,800	91.2
寄附金		0.0	6,500	0.0	▲ 6,500	0.0
合 計	152,436,424	100.0	157,269,421	100.0	▲ 4,832,997	96.9

平成 25 年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	69,410,623	68,292,206	1,118,417	101.6
	(1) 市民税	30,694,623	30,061,206	633,417	102.1
	ア 個人	23,009,623	21,854,206	1,155,417	105.3
	イ 法人	7,685,000	8,207,000	▲ 522,000	93.6
	(2) 固定資産税	28,300,000	28,157,000	143,000	100.5
	(3) 軽自動車税	767,000	743,000	24,000	103.2
	(4) 市たばこ税	3,064,000	2,771,000	293,000	110.6
	(5) 入湯税	101,000	111,000	▲ 10,000	91.0
	(6) 事業所税	3,334,000	3,309,000	25,000	100.8
	(7) 都市計画税	3,150,000	3,140,000	10,000	100.3
2	地方譲与税	1,354,400	1,417,400	▲ 63,000	95.6
	(1) 地方揮発油譲与税	386,000	386,000	0	100.0
	(2) 自動車重量譲与税	937,000	1,000,000	▲ 63,000	93.7
	(3) 特別とん譲与税	4,400	4,400	0	100.0
	(4) 航空機燃料譲与税	27,000	27,000	0	100.0
3	利子割交付金	185,000	246,000	▲ 61,000	75.2
4	配当割交付金	125,000	123,000	2,000	101.6
5	株式等譲渡所得割交付金	36,000	37,000	▲ 1,000	97.3
6	地方消費税交付金	4,377,000	4,393,000	▲ 16,000	99.6
7	ゴルフ場利用税交付金	76,000	83,000	▲ 7,000	91.6
8	自動車取得税交付金	368,000	403,000	▲ 35,000	91.3
9	地方特例交付金	230,000	280,000	▲ 50,000	82.1
10	地方交付税	21,650,000	22,050,000	▲ 400,000	98.2
	(1) 普通交付税	19,650,000	20,050,000	▲ 400,000	98.0
	(2) 特別交付税	2,000,000	2,000,000	0	100.0
11	臨時財政対策債	8,400,000	7,650,000	750,000	109.8
12	競輪事業収入	30,000	20,000	10,000	150.0
13	その他	882,129	1,368,323	▲ 486,194	64.5
	合 計	107,124,152	106,362,929	761,223	100.7

平成25年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（歳出）

（単位：千円、％）

款	平成25年度		平成24年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	815,369	0.5	817,237	0.5	▲1,868	99.8
2 総務費	17,854,711	11.7	17,965,336	11.4	▲110,625	99.4
3 民生費	50,377,424	33.1	49,701,627	31.7	675,797	101.4
4 衛生費	11,495,402	7.5	11,372,351	7.2	123,051	101.1
5 労働費	848,271	0.6	862,249	0.5	▲13,978	98.4
6 農林水産業費	3,647,799	2.4	4,126,695	2.6	▲478,896	88.4
7 商工費	4,250,530	2.8	4,646,099	3.0	▲395,569	91.5
8 土木費	22,102,377	14.5	26,194,860	16.7	▲4,092,483	84.4
9 消防費	4,376,282	2.9	4,299,760	2.7	76,522	101.8
10 教育費	11,634,855	7.6	12,917,249	8.2	▲1,282,394	90.1
11 災害復旧費	14,500	0.0	16,200	0.0	▲1,700	89.5
12 公債費	24,918,904	16.3	24,249,758	15.4	669,146	102.8
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合計	152,436,424	100.0	157,269,421	100.0	▲4,832,997	96.9

平成25年度 一般会計予算案 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	平成25年度		平成24年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	27,403,135	18.0	27,771,327	17.7	▲368,192	98.7
2 扶助費	27,477,704	18.0	27,174,454	17.3	303,250	101.1
3 公債費	24,918,904	16.4	24,249,758	15.4	669,146	102.8
義務的経費 小計	79,799,743	52.4	79,195,539	50.4	604,204	100.8
4 普通建設事業費	15,303,097	10.0	21,037,479	13.4	▲5,734,382	72.7
(1) 補助事業費	5,342,879	3.5	10,981,096	7.0	▲5,638,217	48.7
(2) 単独事業費	8,262,007	5.4	8,127,341	5.2	134,666	101.7
(3) 県営事業負担金	1,698,211	1.1	1,929,042	1.2	▲230,831	88.0
5 災害復旧事業費	14,500	0.0	16,200	0.0	▲1,700	89.5
投資的経費 小計	15,317,597	10.0	21,053,679	13.4	▲5,736,082	72.8
6 物件費	19,827,883	13.0	20,024,207	12.7	▲196,324	99.0
7 維持補修費	1,500,785	1.0	1,436,741	0.9	64,044	104.5
8 補助費等	19,232,002	12.6	19,080,045	12.1	151,957	100.8
(1) 負担金寄附金	10,002,487	6.6	9,982,343	6.3	20,144	100.2
(2) 補助交付金	8,128,468	5.3	7,728,404	4.9	400,064	105.2
(3) その他	1,101,047	0.7	1,369,298	0.9	▲268,251	80.4
9 積立金	63,144	0.0	59,636	0.0	3,508	105.9
10 投資及び出資金	1,154,345	0.8	1,080,291	0.7	74,054	106.9
11 貸付金	1,373,701	0.9	1,474,859	0.9	▲101,158	93.1
12 繰出金	14,067,224	9.2	13,764,424	8.8	302,800	102.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	152,436,424	100.0	157,269,421	100.0	▲4,832,997	96.9